

明和町水道事業給水条例施行規程

明和町水道事業給水条例施行規程（昭和60年明和町水道事業管理規程第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第14条）
  - 第3章 給水（第15条—第26条）
  - 第4章 料金（第27条—第35条）
  - 第5章 管理（第36条）
  - 第6章 貯水槽水道（第37条）
  - 第7章 雑則（第38条）
- 附則

第1章 総則

第1条 この規程は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関する事項を除くほか、明和町水道事業給水条例（平成6年明和町条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 条例第2条に規定する給水区域は、別図に示す区域とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構造）

第3条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）をもって構成する。ただし、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が必要ないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

（受水槽の設置）

第4条 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置、水質保全等の責任の分岐点は、受水槽の入水口の逆止弁とする。

第5条 削除

（給水管の種類）

第6条 配水管分岐から、メーターまでの給水管及び給水用具の使用材料については、管理者が別に定める。

（給水管の口径）

第7条 給水管の口径は、その給水装置による水の使用量、その他の事情を考慮して決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第8条 給水管は、公道内では60センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

（危険及び防護の措置）

第9条 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、給水が汚染され、又は漏水するおそれがないよう設計及び施工をしなければならない。

2 次に掲げる場合の給水装置には、凍結、破壊、侵食等を防止するため適当な措置を講じなければならない。

- (1) 開きよを横断して配管する場合において、やむを得ない理由のため、その下に配管できないとき。
- (2) 電しょく又は衝撃のおそれのある場所に配管するとき。
- (3) 凍結のおそれのある場所に配管するとき。
- (4) 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある場所又は温度の影響を受けやすい場所に配管するとき。
- (5) その他管理者が必要があると認めるとき。

- 3 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。
- 4 給水装置は、井戸水、河川水、その他の供給管と直結してはならない。
- 5 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。
- 6 給水装置を配水管へ取り付ける場合、その取付位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離さなければならない。

(工事申込書の提出)

第 10 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「給水装置工事」という。）の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した給水工事新設（改造、修繕、撤去）申込書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。

(利害関係人同意書等の提出)

第 11 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、利害関係人の同意書等が必要とされた工事申込者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書（第 2 号様式）
  - (2) 他人の給水装置から分岐引用しようとするときは、当該給水装置の所有者及び使用者の同意書（第 2 号様式）
  - (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書（第 3 号様式）
- 2 前項第 2 号の同意者が、給水装置を廃止又は撤去しようとするときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた分岐引用者は、速やかに条例第 6 条第 1 項に規定する改造工事の申込み又は給水装置の取得の手続をしなければならない。

(工事の設計)

第 12 条 条例第 10 条第 2 項の規定により、指定工事業者が施行する設計は、位置図、平面図、立体図及び詳細図を作成し、給水管の種類、口径、延長、水栓類の名称と口径を記入しなければならない。

- 2 前項の設計の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、配水管分岐から給水栓までとする。
  - (2) 受水槽を設けるものにあつては、配水管分岐から受水槽の給水口までとする。ただし、他の水栓に直結する副管を取り付けるときは、その水栓までとする。
- 3 前項第 2 号の場合においては、受水槽以下の設計図をあわせて提出しなければならない。

第 13 条 削除

(工事費の算出)

第 14 条 条例第 13 条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に、管理者が別に定める材料の単価額を乗じて算出する。
- (2) 労力費は、掘削、管類の布設及び弁栓類の設置等の作業に要する労務歩掛に、その作業に従事する各々の職種の賃金の額を乗じて算出する。この場合において、労務歩掛及び職種の賃金の額は、管理者が別に定める
- (3) 道路復旧費は、復旧すべき面積に、道路管理者が別に定める単価を乗じて算出する。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、その費用も合わせて徴収する。
- (4) 諸経費は、前 3 号に規定する費用の合計額に、管理者が別に定める率を乗じて算出する。
- (5) 事務費は、前各号の合計額に 100 分の 5 を乗じて算出する。この場合において、管理者が必要と認めたときは、その徴収を軽減又は免除することができる。

### 第 3 章 給水

(代理人の選定)

第 15 条 給水装置の所有者が条例第 20 条の規定により代理人を選定したときは、速やかに連署で所有者代理人選定（変更）届（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(代表者の選定)

第 16 条 給水装置を共用又は共有する者等が条例第 21 条の規定により代表者を選定したときは、速やかに代表者選定（変更）届（第 6 号様式）を提出しなければならない。

(権利義務の継承)

第17条 給水装置の所有権を継承したときは、速やかに給水装置所有者変更届（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

（所有者の住所不明の場合）

第18条 給水装置の所有者が所在不明で給水装置に関する事務を処理することができないときは、水道使用者その他利害関係人は、給水装置保管届（第8号様式）を管理者に提出し、当該給水装置を保管しなければならない。

（メーターの位置）

第19条 メーターは次の各号に定める基準に基づき設置する。ただし、やむを得ない場合には、この限りでない。

- （1）原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- （2）原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- （3）検針及び取替え作業を容易に行うことができる場所
- （4）衛生的で損傷のおそれがない場所
- （5）水平に設けることができる場所

（メーターの貸与）

第20条 メーターの貸与を受けた者は、その設置場所を点検し、その機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者に原状回復を命じ、履行しないときは管理者が施行して、その費用を違反者から徴収することができる。

3 管理者が必要と認めたときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

（亡失メーターの損害額）

第21条 亡失メーターの損害額は、亡失した日の属する年度のメーター購入価格に取付に要した費用を加算した額に100分の105を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）とする。

（き損メーターの損害額）

第22条 き損メーターの損害額は、修理に要した費用に100分の105を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）とする。

（水道の使用中止及び変更等の届出）

第23条 条例第26条に規定する水道の使用中止及び変更等の届出は、次の各号に定める書類により行わなければならない。

- （1）水道の使用を開始又は中止するとき 給水開始（中止）請求書（第9号様式）
- （2）水道の用途を変更するとき 給水用途変更届（第10号様式）
- （3）消火演習に消火栓を使用するとき 消火栓使用申請書（第11号様式）
- （4）水道使用者に変更があったとき 使用者変更届（第12号様式）
- （5）公共の消防用として消火栓を使用するとき 消火栓使用届（第11号様式）

（給水装置の修繕）

第24条 条例第28条第2項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、管理者が別に定めるところにより算出して徴収する。

2 町が施行した工事で、竣工後1年以内にその給水装置が破損したときは、町の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合はこの限りでない。

3 前項の修繕に要する費用について、指定工事業者が施行した給水装置の修繕については、指定工事業者の費用をもって修繕する。

（町が負担する給水装置の修繕の範囲）

第25条 条例第28条第2項ただし書に規定する町の負担において行う工事の範囲は、配水管の分岐からメーターまでに設置された給水管、分水栓、止水栓及びメーターとする。ただし、その異常が使用者の故意又は過失に起因するときは、この限りでない。

（給水装置及び水質検査）

第26条 条例第29条第1項に規定する検査は、給水装置（水質）検査請求書（第13号様式）により行う。

2 条例第29条第2項に規定する特別の費用とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- （1）給水装置については、その構造、材質、機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲用の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

#### 第4章 料金

(使用水量の端数計算)

第27条 定例日に検針した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して算入する。

(使用水量の認定)

第28条 条例第33条に規定する使用水量の認定の方法は、次のとおりとする。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割り計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水があった場合等使用水量が不明のときは、前3月における使用水量その他の事実を考慮して定める。

(使用水量の通知)

第29条 使用水量を認定したときは、その都度使用者に使用水量を通知する。

(共同住宅に関する基準)

第30条 条例第34条に規定する管理者が定める基準は、町の設置したメーターで使用者が異なる2戸以上が専ら家事用として使用するもので、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 仮設住宅等において、一か所の給水装置を継続して共同で使用するとき。

(2) 住宅専用の共同住宅において、住宅の構造が共同炊事場等のため、一か所の給水装置を共同で使用するとき。

(3) 給水装置から供給を受けた水を、住宅専用として使用するとき。

(臨時用の用途の範囲)

第31条 臨時用で管理者が定める用途の範囲は、次のとおりとする。

(1) 売店、興業及びこれに類するもので一時使用する場合

(2) 建設工事のため一時使用する場合(給水申込者が、自らの居住を目的とする建設工事に使用する場合を除く。)

(3) その他管理者が臨時用と認めるもの

(料金の納入期限)

第32条 納入通知書による料金の納入期限は、納入通知書発付の日から15日以内とする。

(過誤納による料金の精算)

第33条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

(料金等の領収及び取扱員印)

第34条 集金の方法で徴収する料金その他の納付金に対する領収書は、企業出納員の領収印及び現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

(料金等の減免)

第35条 条例第43条に規定する料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金減免申請書(第14号様式)、加入金減免申請書(第15号様式)により、管理者に申請しなければならない。

#### 第5章 管理

(停水処分の方法)

第36条 条例第46条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

2 給水を停止する場合は、あらかじめ使用者に通知する。

#### 第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第37条 条例第51条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 法施行規則第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

#### 第7章 雑則

(委任)

第38条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の規程の規定によりなされた申込み、届出、請求、許可等の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成9年3月25日水道事業告示第2号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日水道事業告示第1号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月10日水道事業規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月26日水道事業規程第1号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。



同 意 書

年 月 日

様

住 所 明和町大字

氏 名 印

（電話番号）

下記給水装置工事の施行に当たり、私が所有する土地に給水管を布設することに同意します。  
給水装置から分岐引用

記

- 1 同意する土地の所在地 明和町大字  
給水装置
- 2 給水装置の設置場所 明和町大字
- 3 給水種別
- 4 給水装置の使用者

誓 約 書

年 月 日

明和町長 様

給水装置工事申込者

住 所 明和町大字

氏 名 印

(電話番号)

下記給水装置工事の施行について、第三者から異議があっても、当方で解決し、町に  
対してご迷惑をおかけしないことを誓約致します。

記

- 1 給水装置工事の施行場所 明和町大字
- 2 給水種別
- 3 給水装置の使用者



受 付 印		決 裁 欄	町 長	課 長	係 長	係
所有者代理人選定（変更）届						
年 月 日						
明和町長 様						
給水装置所有者						
住 所						
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>						
給水装置所有者代理人						
住 所						
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>						
（電話番号）						
<p>下記給水装置の所有者の代理人を選定（変更）したので、明和町水道事業給水条例施行規程第15条の規定により、連署のうえお届けします。</p>						
記						
1 給水装置の所在地 明和町大字						
2 給水種別						
3 給水装置の使用者						
4 選定（変更）の理由						

受 付 印		決 裁 欄	町 長	課 長	係 長	係	
代表者選定（変更）届							
						年 月 日	
明和町長			様				
給水装置共用者又は共有者							
住 所							
氏 名							☐
住 所							
氏 名							☐
<p>下記給水装置について代表者を選定（変更）したので、明和町水道事業給水条例 施行規程第16条の規定により、お届けします。</p>							
記							
1	給水装置の所在地	明和町大字					
2	給水種別						
3	旧代表者	住所					
		氏名					
4	新代表者	住所					
		氏名					
(電話番号)							

第7号様式 (第17条関係)

受付印	決裁欄	町長	課長	係長	係
給水装置所有者変更届					
年 月 日					
明和町長 様					
給水装置新所有者					
住 所					
氏 名					
㊟					
給水装置旧所有者					
住 所					
氏 名					
㊟					
<p>下記給水装置の所有者を変更し、旧所有者の一切の権利義務を承継したので、明和町水道事業給水条例施行規程第17条の規定により、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 給水装置の所在地 明和町大字</p> <p>2 給水種別</p> <p>3 給水装置の使用者</p>					

受 付 印		決 裁 欄	町 長	課 長	係 長	係	
給 水 装 置 保 管 届							
						年 月 日	
明和町長			様				
給水装置関係人							
住 所							
氏 名							印
住 所							
氏 名							印
<p>下記給水装置を保管されたく、明和町水道事業給水条例施行規程第18条の規定により、連署のうえお届けします。</p>							
記							
1	給水装置の所在地 明和町大字						
2	給水種別						
3	給水装置の仮代表者		住所				
			氏名				
4	連絡先						

第9号様式 (第23条関係)

受 付 印		決 裁 欄	町 長	課 長	係 長	係
給 水 開 始 請 求 書						
						年 月 日
明和町長 様						
			給水請求者	住 所		
				氏 名	☎	
				(電話番号)		
			給水装置所有者	住 所		
				氏 名	☎	
<p>下記給水装置について、 月 日より給水を開始（中止）するよう、明和町水道事業給水条例施行規程第23条第1項第1号の規定により、請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
給 水 装 置				水 道 メ ー タ ー		
所 在 地	明和町大字			番 号		
使用者番号				口 径		
種別		用途		今月の指針		
前 納 金				前月の指針		
使 用 者				使 用 量		
氏 名						
住 所						

受 付 印		決 裁 欄	町 長	課 長	係 長	係
給 水 用 途 変 更 届						
						年 月 日
明和町長 様						
			給水使用者			
			住 所			
			氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
			給水装置所有者			
			住 所			
			氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
<p>下記給水装置の用途を変更したいので、明和町水道事業給水条例施行規程第23条第1項第2号の規定により、お届けします。</p>						
記						
1 給水装置の所在地 明和町大字						
2 変更前の用途						
3 変更後の用途						
4 変更予定年月日 年 月 日						
5 変更理由						



受付印		決裁欄	町長	課長	係長	係
使用者変更届						
						年 月 日
明和町長 様						
			新使用者			
			住所			
			氏名 <span style="float: right;">☎</span>			
			(電話番号)			
			給水装置所有者			
			住所			
			氏名 <span style="float: right;">☎</span>			
<p>下記給水装置の使用者を変更したいので、明和町水道事業給水条例施行規程第23条第1項第4号の規定により、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 給水装置の所在地 明和町大字</p> <p>2 給水種別</p> <p>3 旧使用者氏名</p> <p>4 転居先住所 (電話番号)</p> <p>5 使用者変更年月日 年 月 日</p> <p>6 変更理由</p>						



受付印	決裁欄	町長	課長	係長	係
給水装置検査請求書					
年 月 日					
明和町長 様					
検査請求者					
住所					
氏名 <span style="float: right;">☎</span>					
(電話番号)					
<p>下記給水装置について、明和町水道事業給水条例施行規程第26条の規定により、 給水装置の検査を請求致します。</p>					
記					
1 給水装置の所在地 明和町大字					
2 給水種別					
3 検査請求の理由 (なるべく詳細に記入してください。)					

水道料金減免申請書

年 月 日

明和町長 様

住所又は所在地 明和町大字 番地

氏名又は名称 印

(電話番号)

年 月分の使用水量について、水道料金を軽減(免除)されたく、明和町水道事業給水条例施行規程第35条の規定により、申請します。

記

- 1 給水装置の所在地 明和町大字 番地
- 2 給水種別
- 3 軽減(免除)の理由

加入金減免申請書

年 月 日

明和町長 様

住所又は所在地 明和町大字 番地

氏名又は名称 印

(電話番号)

給水装置を新設(改造)するに当たり、給水加入金を軽減(免除)されたく、明和町水道事業給水条例施行規程第35条の規定により、申請します。

記

- 1 給水装置の所在地 明和町大字 番地
- 2 給水種別
- 3 軽減(免除)の理由